

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成28年11月7日(月)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	吉	川	保	男	
3番	曾	束	竹	司	
4番	芝	田	清		
5番	岡	井	温	宣	
6番	岸	田	正	次	
7番	岸	本	勇		
8番	中	村	末	春	
9番	田	中	壽	嗣	
10番	内	田	孝	司	
11番	酒	部	治	雄	
12番	辻	本	嘉	亨	
13番	西	村	裕		
14番	奥	田	富	和	
15番	小	西	義	清	
16番	三	宅	美	子	
17番	吉	川	隆		
18番	吉	川	倫	子	
19番	山	田	光	夫	
20番	林		勉		
21番	林		吉	一	
4. 遅刻委員	22番	曾	束	照	雄

5. 会議録署名委員 17番 吉川 隆
 18番 吉川 倫子

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武田 隆 弘
農業委員会事務局	田口 雄 基
産業課	三村 明 生

7. 議 事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可)
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する
意見について(4条許可)
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定につ
いて(利用権設定)
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に
ついて(4条届出)
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に
ついて(5条届出)
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による事業変更計
画届出について(5条事業変更届)
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による(一時転用
取消)届出について(5条一時転用取消)
- 報告第5号 農業用施設(農地法施行規則第32条第1号)の建
築届出について(農業用施設)
- 報告第6号 農地の使用貸借解約通知書について
(使用貸借の合意解約)
- 報告第7号 農地の一時使用(変更)について
(農地の一時使用変更届)

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、ご案内をしておりました時刻になりましたので平成28年第11回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。

なお、曾束照雄委員につきましては、所用の方で遅れられて、ご出席されるという、ご連絡が入っておりますので、合わせて、ご報告の方をさせていただきます。

それでは、開催にあたりまして奥田会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可)
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について(4条許可)
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出)
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出)
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による事業変更計画届出について(5条事業変更届)
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による(一時転用取消)届出について
(5条一時転用取消)
- 報告第5号 農業用施設(農地法施行規則第32条第1号)の建築届出について(農業用施設)
- 報告第6号 農地の使用貸借解約通知書について
(使用貸借の合意解約)
- 報告第7号 農地の一時使用(変更)について
(農地の一時使用変更届)

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指

(会長)

名します。17番の吉川隆委員、18番の吉川倫子委員でございます。よろしく申し上げます。

それでは議事に入ります。

農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)議案第1号受付番号26と報告第6号受付番号1農地の使用貸借解約通知書について(使用貸借の合意解約)は、内容が関連することから、併せて事務局説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる10月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

3番 曾束竹司委員

9番 田中職務代理者

10番 内田委員

13番 西村委員

16番 三宅委員

19番 山田委員

22番 曾束照雄委員

事務局3名と都市整備課1名により実施しております。

それでは議案第1号受付番号26につきまして議案書1ページをご覧ください。内容については、記載のとおりでございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。1ページの写真、一番北側の農地となっております。

また、別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書をご覧ください。審議をお願いします。

次に、報告第6号受付番号1について議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらは、7筆の農地を使用貸借で貸されておりましたがこの度、使用貸借の合意解約がなされ、先ほどの3条の取得の農地と一体で耕作をされるという計画でございます。

所在地については、同じく詳細地図及び該当農地の写真の

- (事務局) 1 ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) 現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第1号受付番号26の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件受付番号26の該当地については、特に問題ないものと思われます。
- (会長) 議案第1号受付番号26の説明と現地調査の報告並びに報告第6号の報告がありました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第1号受付番号26に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして議案第2号受付番号1農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について（4条許可）の審議をしたいと思ひます。事務局説明願ひます。
- (事務局) それでは、議案第2号受付番号1について議案書2ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページのとおりです。また、意見書（案）についても合わせてご覧いただき、審議をお願いいたします。本件については京都府に進達することとなっております。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願ひます。

(●●委員)

議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件申請地受付番号1については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第2号受付番号1の説明と現地調査の報告がありました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達します。

それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）」を議題とします。

事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号48について議案書3ページをご覧ください。内容については、記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真3ページをご覧ください。

利用権の設定については、本日3件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号48の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号48の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第3号受付番号48の説明と現地調査の報告がありました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号48の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号49について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号49について議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号49の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号49の該当地については、特に問題ないものと思われま。

(会長)

議案第3号受付番号49の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号49の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号50について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号50について議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

本件につきましては、●●●●●●●●さんが一般法人ということで、備考欄に書かれていますとおり、解除条件付の特例貸付という案件です。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

会長よろしく願います。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号50の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件受付番号50の該当地については、写真のとおりの方況でございました。今後、適正に管理されるという前提で、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第3号受付番号50の説明と現地調査の報告がありました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号50の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

これで予定していました議案の審議は終わりました。次に報告事項に入ります。

(会長) それでは、報告第1号受付番号4農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出)を事務局報告願います。

(事務局) それでは、報告第1号受付番号4について議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

本件については、10月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 報告第1号受付番号4の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、それでは、報告第2号受付番号12農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出)を事務局報告願います。

(事務局) それでは、報告第2号受付番号12について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

本件については、10月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 報告第2号受付番号12の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

はい、●●委員。

(●●委員)

これにつきましてね、これが変わる前のときにクロスピアの所に説明に来てくれはったんです。そのときにここの道路幅が狭いので、これをどうしてくれんねやって質問があったときに役場の人は、これは転用してちゃんとした場合は、5m道路にしますということやったんです、後退して。僕も現地調査させてもらって、ここへ帰ったときに聞いたら、いや、それは出来ませんということなんですわ。

それでね、道べりの方が広がってるんですわ。そっからずっと狭くなっていくんです。ほんで今、ここしはったところ、また狭ってるんですわ。ほんでこのままね、ずっとそのままでおいていったらね、奥の田んぼていうたらおかしい言い方なんですけども、そこ通って奥行かはる人がたくさんいはるんですわ。これが宅地になって公に車をそこに置いてしはるようになったら、軽四ぐらいしか行き違いしかできませんねんやわ。なんでや知らんけど急に、後退をするということになったんねんやけど、この間、聞いたらもう後退できないと京都府が言わはったということなんですけどね。

僕、おかしいと思うんですわ、こんなんやったら初めからね、西の塀の部分の狭くしといたらいいと思うんです、そこが狭なはずと広くなって、結局、狭なってるんですわ。

だから、ここをなんとかしてもらわな、奥の人たいへんやと思うんですわ、ここを通ってたくさん人がトラクターなり乗って仕事いかはるようにね、やっぱり狭かったら、ここで仕事して、車待たはったら、またのいてもらえへんか、なんやかんや言うていかなあかんしね、そうのうても下がってもらうかなんかしやな、いかんのちゃうかなと思うんですけどね。

(会長)

はい、この左上の写真見ても、この1番7って書いてあるところ、出ばったんね、こっち側の手前の。

(●●委員)

ここは、元々の地らしいですわ。ほんでこれ、写ってあらへんけど、道の方はもっと広いんですわ、なんか知らんけどもこっからずっと狭なっていくて、

(●●委員) ここになってまた狭なってるんです。

(会長) その辺、事務局どう。
以前にそういう話も後退いう話もあったような。

(事務局長) 今、●●委員のお話ありがとうございました、こちらの前面道路につきましては、市街化編入のときにも農業委員会の意見として、地元との調整を十分、図れるようにということで、意見の方をまとめさせていただいてたと思っております。
その中で地元説明会があって土地利用に合わせてですね、現地調査のときに都市整備課、都市計画の方を担当しております担当者から説明があり、法的には、現段階の資材置き場としての土地利用としてあれば、現状のままであるというような回答をいただいているところです。

(●●委員) これね、農地でこんなことしはったさかいにこんなんで放っておく訳でね、これで、もし、更地やったらね、後退するかなんかせなと思いますが、違うますやろか、これ物が建ってね、今まで農地ですやん、それを塀を作ってなんかしてはるからね、よけるのがたいへんなんやと違います。
これがもし更地の農地やったら、この前の人と同じようにこうやってなってるかもわからへん、これは、無断でって言ったらかしいんやけど、こういうことをしたらあかんところで、こう建物、建ててしはったんでしょ、元々、農地でしょ、それを知らんけども囲いをしはった訳ですやん。

(事務局長) こちらの方の農地につきましては、競売物件やと思えますんで、現状の中で前所有者の方が競売の中で、今の現状の中で、ご購入されてるというところで、事務局の方は認識の方をしております。
また、府道からの前面の部分につきましては、境界の方がどこまで確定されているのか把握の方をしておらないんですけども便宜的に独自で後退されているのかなというような思いではおります。

(事務局長)

また、この前面道路につきましては、町道の認定道路でございまして、町道自身が現状あるということで、都市整備の方も後退路線の飛行場の中であつたり、後退路線の道路ではないということで、町の開発指導なんかでの後退を求めることが出来ないというふうにも、お聞きは、しておるところでございます。

(●●委員)

そういうことを言うてたら。

(●●委員)

はい。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

もう、そんなこと言うてたらね、何も出来ひんところは、出来ひんと言うてるのと一緒やねん、それね。

あくまで農地やったんやこれね、農地を資材置き場に転用するのは、当然それは、巨椋池の中の道路か知らんけど、当然、提供して、町道の幅を確保していくのが普通なんちゃう、農地法は、知らんで、都市計画法は、そうちゃうかなと思つてね、だからこれを認めてしまったら、恐らく、そういうところがどんどん出てきたときにつじつま合わへんようになってくると思うわ、なんぼでもこんなこと出来ると思うわ。

それをするために農業委員会、こうして現地も見て、いろんな意見が出てんねやと思うねんけどね。

(13時54分 曾東照雄委員入室)

(会長)

この土地ですけども、敷地を塀で囲つたりということで、農地やけど用途が本当に農地としての利用がされているのかということで、指導に入って、それで指導し、現状、農地というようなギリギリの線で済んだと思うねんわ。

今回は、農地から転用やんな。

(事務局長)

はい。

- (会長) そしたら今、局長が言ったとおり、いわゆる飛行場跡なんかは、農道の間は、その道路幅でオッケーやったんが開発となったら、寄付行為で後退せな認めてられへんと、そしたら今回、この地域も西側が全部、市街化に編入なると、そしたら同じような扱いを受けんのではないのんかなとそんな思いを私はすんねんけど。
- (●●委員) 飛行場の中やったら、みな後退して。
- (会長) そやねん。
- (●●委員) そこだけしいひんていうのは、僕、おかしいと思うんちゃうかな。
- (会長) この地域一帯がな、西側なり、奥が調整区域で今後も農業続けていくねんやったら農道としてやったら、こんだけの道で十分やけどこれ市街化になって、もう開発、可になってあるんやから府道縁のあれ、ずっと公道がきてやね、ここしか通るところがないねんや、全部、全面的に大きい活用される事業所がきたら、ほな、裏の農地が道路が狭小になって●●委員が言うような現象、現れると思うねんけどね、今これ報告事項やから、否決はできひんけども、前の見直しのときにも意見として、道幅を確保するということを意見として出してあるねんやから今回も意見として、やはり必要ではなからうかなと思うねんけどな。
- (●●委員) これは、下がるということは、役場の人と言わはったん。
- (会長) うん。
- (●●委員) 宅地になった場合は、下がらしてもらいます、下がります。
- (会長) 開発行為やからね。

(●●委員)

僕が下がってくれたらどうですかと言ったわけではない、この間、聞いたら京都府に聞いたら下がらんでええて言わはった、このままずっと置いとかはったら、永久的にこれひどなるということはあらへんと思います、ここで放つといたら軽四の行き違いしかできません。奥っていったらどうしようもない、どうしても邪魔になったら、これ、たいへんやと思いますよ。

(会長)

なんでここだけで、こっちは、なんで後退してんねや。

(事務局長)

恐らく、手前の方につきましては自らが後退されてるのではないかなとは思われます、境界の方としては、はっきりと確定はしてないと思うんですけども分筆上は同じ法線上になってますんで、ちょっと、出ばったように見えるんですけど、1番の7の角から引き継いで府道まできてるというところが、公図上は、なっております。

現時点で、今回の資材置き場に関しては、京都府の開発に該当しないというところで、現在の土地利用のまま資材置き場にされるというところがございます。

また、前面につきましては、すでに町道認定の方はされておりまして、現道の中で町道は、所管の方で認識されていると、お聞きしてまして、現在の土地利用の方法でいきますと特に後退を求めることは、出来ないということの回答を現地調査の中でもいただいているところがございます。

また、説明会の方でのご説明、私も出席はしてないんですけど、前回の都市整備、現調のときの説明では開発に伴って、後退することもありうるという、ご説明をさせていただいたということです。

(●●委員)

後退をしますって言わはってん。

(●●委員)

開発言うたんやろ。

(●●委員)

開発やで。

(●●委員)

そこのところが問題やんか、これは、開発かどうか。

(会長)

資材置き場は、開発にならへんのか。
農地から宅地になんねんけども。

(事務局長)

はい。

(会長)

そこやね。

(●●委員)

転用してすんねやから開発言うたら開発にならへんかもわからんけども、はっきりと農地から。

(会長)

農地から変わるんやからね。

(●●委員)

転用してんねんからね。

(事務局長)

開発の許可が必要ないというところでは、お聞きの方はしておりまして、農業委員会として、●●委員おっしゃられてる、奥の農地に支障が出るのかどうかという残存農地の方で農耕者の通行に支障がどこまででるのかということが懸念されるかとは、思います。

今、ご意見がある中で都市整備の方にもこのご意見を頂いておりますし、また現地調査の方でも地元の方というようなところの中でも、また都市整備の方から説明をするということも言っておりますので、農業委員会として、どう回答していくか、回答というか意見を言っていくかというところをお聞きできればなと思います。

(●●委員)

はい。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

最初、会長が言いはったように農業委員会としては、地元の地権者の皆さんとか話し合いをしながらというようなことも言ってる訳でしょ、それが、ちゃんと話し合いがどうなってるかということも問題じゃないですか、ちゃんとそういう意見が出てきてるのにこうなってるということは、やっぱり農業委員会が申し入れたこととは、ちょっと違います。そこら辺のところ農業委員会としては、この農地を守らんならんということですね、そこは、ちょっと考えて対応していかなくゃいけないんじゃないかなと京都府が駄目や言ってるから駄目ですって済む問題じゃないと思うんですね、現調のときに出てたのは1台車が来てて、それは中に入ってたけどね、そのときは、でもやっぱり、あの広さで作業しようと思ったら、町道に止めることだって考えられるし、いろんな話も出てきてる中で、一番奥の奥にずっといく農業用のいろんな作業の車、軽トラとか、みんな通ると思う。それに了承を得るということも農業委員会としては、考えていかなあかんと思う、そのために言ったんやからそこを重きにとお思いますけどね。

(会長)

法的には、その資材置き場は、開発やないというらしいねんけども、けどもこれで通ったら目一杯まで資材を置いたら利用できひんいうことになるわね、そしたら我々の立場は、やはり農地を守るということが一番、重要な任務やねんからね、それからしたらちょっと反するような、これから機械も段々と大型化になってくるし、そういう中で道路というのは、直接的な生産の用途には、供さへんけども道路いうのは、やっぱり農地を守るための重要な施設やねんからだから開発やとか開発でないとかに関わらず、道路はやっぱり狭小やとしたら当然、拡幅して良い農地を一等農地を優良農地を確保するというのが我々の姿勢やねんやから。

(●●委員)

はい。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

それでね、会長、そこの問題ですよ、許可してるんですよ。これ報告もろうてね、あの25日にあれだけ話があったのにね、許可してるんですよ、それおかしいんじゃないですか、やっぱり、あのとき現地調査した中でね、こういう問題があり、ああいう問題があるということがちゃんと出てきてるのにね解決せんままに自動的にね、当たり前みたいに許可したら、それこそ農業委員会としての立場がないんじゃないですか。

(会長)

京都府が開発やないという見解からそういう行動が進んでいったということやね、けど委員会では、やはり今、言った通り奥の農地を守るという意味からこれでは、地元の農家が狭小やと言ったはるねんから、そしたらどうすべきやということになってくると思うんねや。

(●●委員)

はい。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

今、許可したっていうのは、これさっき説明、聞いた報告だけでいってのは、許可ってなんのことですもん。

やってもこれで結構ですよってのが向こうに伝わってるっていう訳。

(●●委員)

そう。

(●●委員)

そしたら、今ここで農業委員会に出て農業委員会の意見聞こうと、なんで次第で出てくんねん、地元の農業委員さんからこれでは、駄目やということやねんさかいね、やっぱり出てきた以上、ここでの声を大事にしてもらわないかんと思うわ、だから許可いうのは、どういう意味やなあと思って。

(事務局長)

こちらの案件につきましては、市街化になって、報告事項

- (事務局長) ということで、届出の方になりますので、届出の受理をしたということにはなりません。
- (●●委員) 受理をしたいうねんな。
- (事務局長) はい、いうことにはなりません。
- (●●委員) 専決になってるやん、もう専決してるやん。
- (●●委員) ここで諮ってから受理してもらわんことには、この段階で意見出せっていうことで出てきてあるねんから、いろんな意見でこんなん駄目やいなことになったときに受理してたらおかしいやんか。
- (会長) そこらへんが、この委員会の仕組みが、ちぐはぐなところがあんねんや。
- (●●委員) そやったらこれする必要あらへんやん。
- (●●委員) これ審議としてする必要ないわな。
- (●●委員) 専決してあんねんやったら、そやろ、決まってあることをもういっぺんやってんねん。
- (●●委員) はい。
- (会長) はい、●●委員。
- (●●委員) だからな、さっき何回も言うようにな、何にもないところわね、問題ないところは、現地調査でも意見が出なかった、何にもないところは、そのときに専決したらいいですよ、許可したらいいですよ、だけど、あれだけ問題が出たんやから京都府が、そら法的に言ったら、京都府が開発行為ではありません、だから、道広げる必要はありませんって言ったとい

(●●委員)

う文章を読んだけどね、それだけじゃなくて、でもこういうことが出てきてるんやということ、さっきも言ったように農業委員会としては、ちゃんと地権者との話し合いもしてくれと農業委員との話も大事やと言うてるし、思ってる訳でしょ、だから、それはやっぱり専決するのは、ちょっと待ってくれと農業委員会では、こういうことが出てるから専決できませんよっていう対応をしていかなかったら、京都府が言ったからって、見たこともないような京都府が言ったから言うてね、何してるか分からなくなりますよ、そこは私、仕組みの問題とはいえども、変えていかなきゃおかしいと思いますよ。

(会長)

どやねん、事務局としては、受理したら、こういう現地調査なり、前の市街化編入のときにも道路が狭小やと、だから役場も広げられるて言ったもんかそれは、分からんで広げる言ったもんか、私は立ち会ってへんから、けども地元からなり、また前の現地調査行ったときにも、そういう意見が出たんねんから、その辺、受理してやってくのんと全て市街化の転用は、問題、京都府に聞いて無しとしたら進めていけんのかこの中でも、またちょっと区別ができるもんかどやねん事務局の立場として。

(事務局長)

法律的なお話でいきますと届出の方の受理行為というのが速やかに受理をなさいというところと言われてきております。この速やかにというところは、本来2週間であったりというところがあるんですが、久御山町の場合は、少なくとも現地調査で現地確認をしてもらってからというところで、現地調査後は、速やかに受理をしてるところの中で専決処理をさせていただいております。

また、この届出を拒むことができる事例としましては、書類の不備があるときぐらいの話でして、それ以外については、受理をなさいというようなところで、法的には、位置付けされておりました、今いただいたご意見も農業委員会からの報告事項に対してのお願い、追加的なお願いをしていくというようなところでしか、意見と言いますか、お願いになって

(事務局長) くるのかなというようには思っております。

(会長) お願いでは、弱いわね。

(●●委員) はい。

(会長) はい、●委員。

(●●委員) 今、現地調査したら受理してのいいということやけど、今、●●さんの話聞いたら現地調査員の話聞いたら現地調査で、オッケーなった訳ではないねんや。

(会長) そうやねん、そこでの意見があったということは。

(●●委員) だから、それを踏まえてたら受理なんかできひんはずやわ。もうちょっと待ってくれ言わなあかんはずやわ。現地調査、オッケーなってんねやったら、そら受理したらいいわ。

(会長) それとな二点、お聞きしたいねんけど、資材置き場は、駐車場と同じような白地でも可という、開発ではないと、だから後退せんでもええねんて言ったら新開地、旧飛行場跡やね駐車場に申請して、しはったところでも、みんな、後退なったんねや、今日までの結果として、そしたら駐車場やとか資材置き場の場合は、後退必要ないという話が全然、出たらへん、それがなかったら許可してもらえへんもんね。
だから、ちょっとその辺が凸凹がきついと思うねんけどな。

(●●委員) 市田辺り、飛行場なんか、みんな後退したはる。

(事務局長) 飛行場の中でいきますと、ちょっと私がお聞きしてるのは、元々、2 m 32 しかない道路の中で、6 m 道路を確保していこうということで、それぞれの土地所有者が後退路線というのは、全域に指定の方をしておりますして、それぞれの土地利用

(事務局長) を円滑に図るために、後退の方をしていこうというようなルールの下に後退をして頂いてるということで、お聞きはしております。

また、この場所について、飛行場以外、旧の村であったりというところも現実、町道の方が広かったり、狭かったり、というところも便宜的に地域の方で下がって頂いてたり、私有地の中で下がる中で、道路としての活用をして頂いてるというようなところで、今日も町道ができあがってるというところもございますので、一概に全てが後退路線ではないというところが、あるのかなというふうには思います。この場所については、飛行場の中とは、違いまして、後退の指定した路線ではないというところで、なおかつ開発の方での指導も入らないというところで、土地利用が可というようところで、進められてきてるというところがございます。

(●●委員) これね、これをやらはったんは久御山町がやらはったんでしょ。

(●●委員) 市街化に。

(●●委員) 市街化に違いますの、京都府がやらはったの。

(会長) 市街化の区割りは、府が権限持ってるねんね、申請は意見として出す。

(事務局長) 都市計画決定。

(会長) うん、都市計画決定は。

(●●委員) そやけど、こういうなことをして、こうしますよっていつきになったらこれをどうするかって、そんなこと何も考えてあらしまへんやろ久御山町、こういうなこと考えへんと、ここだけの間、なんぼか許可する間は市街化にしますよっていうだけの話であって、何も考えてあらしまへんね、考えん

(●●委員)

と、こういうな話を進めていかはったんですよね。

(会長)

今も局長の説明で俺もちょっとピンときたんやけど、という事は、旧飛行場の中は市街化を充実するために道路を拡幅したということやろ、ここは、市街化、西になったんやけど、これ東の外れやわね、そしたら必要ないと市街化は、ということのようにとったらとれんこともあらへん。

そんで後ろの農地が農業がこれで狭小やとできたら、この際に同じような形で、農地から転用のときには、後退してくれはったら、ここもっと生きて道になるんねやろという意見、農業の方は、全然、耳にせんと考えんと都市化の方、ばっかししか頭にあらへんいうよな、片寄った考えか方か知らんけどな、そんな思いをするんねんわ。

そや、それとこの編入のときにも、これやっぱり意見として出したるやんか、そしたらその報告ぐらいは、なんでやということぐらいは、やっぱりしてもらわな出して受け取るだけ受け取ってやで、あと知らんわで、それはちょっと我々の意見を軽く扱い過ぎではなからうかと思うねんけどな。

(●●委員)

これは久御山町にしたら、こんでええと思てはりますん、こんなん、開発話しがあつたときから、これは、あつてんさかいね、無視してやっではる訳やね、考えんと。

(会長)

そやからね、●●委員。

今のうちの事務局は、これについて受ける方の形で、法に基づいて進めてんねんから、やっぱり部署が違うそっちの方の意見やろ。

(事務局長)

そうですね。

(会長)

考え方やろ。

だから、この問題、こんなんしたら農業委員会のこういった場では、もうちょっと残存農地を活かすために守るために

- (会長) という意見が出たかて自動的にになったら、これから全然、皆さんに意見聞いたら何もならへんことになる。
- (●●委員) 何もならへん。
- (●●委員) 意見通らへん。
- (会長) だから、この問題は一つ転機として、私は今のところは、この後、農政情報部会もあんねんから、農地部会がこの担当のこの問題について、いっぺん集中的に検討してもろて、そして、町とその結果、意見書として出してきたらどうやろ。
- (●●委員) いっぺん、受理したものは差し戻せとは言えへんさかいね、やっぱり、向こうの意見を聞いてね。
- (会長) こういう弊害があんねんということで、市街化編入のときにも意見として出しているねんやと現地調査のときも意見が出たあるねんやろ、それでも済んだら、許可せんならんというような事務局は仕組みになったから自動的にやらな、しゃあないと、そういったもんでええのんかということは、やっぱり町と開発の方とこれから話をつけていくべきでは、なかろうかと思うんやわ、どうや。
- (職務代理) それが一番ですね。
- (●●委員) 転用やさかい受理したるさかい、ここで農業委員会できて、おかしいなていう話になっても、それも、しゃあないとということやなほなら。
- (会長) 泣き寝入りなんてできひんわね。
- (●●委員) ねえ、実際そういう意見が出てるねんさかい。
- (職務代理者) 法律的にはね、やっぱり、受理ですんでね、これは、農地

(職務代理者) 法で農業委員会としては、受理をしなければならないということだと思っんですけども、ただ当初の●●委員さんが言わはったように、これを市街化に入れるときに、そういうような地元の説明会ですね、がされたというのがあって、町が広げますという話があったと、この第一点があると思うんです。

会長も先ほど言われたように立ち会いもしてませんので、その辺は言うた言わんの話になってくるかと思うんですけどね当然、町の方は、それは、言ったんじゃないかなと僕は、推測はします、そういうふうに思います。

ただ、委員会としてはですね、やっぱり当初、これ市街化に入れるときに周辺の農地に迷惑がかからないような形でやってくださいというような当然、意見書として出てると思うんで、その辺のところを町にぶつけていけたらというように思うんですけども、委員会として町の方にその辺のところを履行をお願いしたいと、お願いやとちょっと言葉的にもあると思うんですけども、そういう形で進めたらいいかと思うんですけども、どうでしょう。

(会長) 編入のときにも意見出してあるねんから、それについての回答も何にもなしで、きてしまうねんからな、無視されてんねん、農業委員会の事務局になんやかんや言うてもうたってこれ。

(●●委員) いや、そう思う、分かる、分かるで。

(会長) 矛先が違ういうことで。

(●●委員) だからこうして、農業委員会として出てきてんさかいに農業委員会事務局としては都市計画になるんか、どこになんねや、そこにその旨を言うてもろて、ちゃんとした対処をしてくれということをね。

(会長) 今の意見を集約して、きちっと出しといてくれ。それといかがなもんでしょう、これで済んだら、もう終いや

(会長)

とならんと思うんねん。今後ともこういうものが事案が出てきた場合にどうあるべきやということをきちっと町と、この際、切りつけないかんし、私は、お願いとして、農地部会を開いて頂いて、そこで案を作ってもろて、皆さんにお認めを頂き、それを町の方に意見書として出して、これからこういう不満があるのに通さざる得ないというような結果にならんようなシステムにしてもらわないかんしな。
そういうことでいかがですやろ。

はい。との声あり。

(会長)

はい、事務局、またあとで、その辺のところを詰めて話し合いをね、させてもらいますので。
そういうことで報告事項として、よろしくご認識を頂きたいと思います。

それでは、続きまして受付番号13を事務局説明願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号13について議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。
本件については、10月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号13の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、それでは、報告第3号受付番号1農地法第5条第1項第6号の規定による事業変更計画届出について(5条事業変更届出)を報告願います。

(事務局)

それでは、報告第3号受付番号1について議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

本件については、10月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決として受理し承認させていただきましたことを申し添えておきます。

変更点につきましては、転用目的のところをごさいますて、変更前が資材置き場、変更後が倉庫・事務所の方に変更ということをごさいます。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

報告第3号受付番号1の報告がありました。何かご意見ご質問ございませぬか。

よろしいですか、これが資材置き場やったんが、今度、倉庫になると、これが開発ということになるねんな。

(事務局長)

これも開発ですな。

(会長)

そしたら、これも同じようにもう会長専決やから、今の先ほどの元に戻るようやけど、次の機会にいうことでも、こうたいもしはらへんかて、専決で進んでいくことやわな、次に倉庫建てるとなったら、だから先の問題は、やはり今にきちっとこういうことを次にこういうことになったときもノーチェックにならんように切り付けとかないかんと、こんな思いをすんねんけども。

(事務局長)

はい。

(会長)

この件につきましては、よろしいですか、ご意見ご質問ございませぬね。

特に、ご意見ご質問がないようなので、それでは、農地法

- (会長) 第5条第1項第6号の規定による（一時転用取消）届出について（5条一時転用取消）を報告願います。
- (事務局) それでは、報告第4号受付番号1について議案書10ページをご覧ください。仮称さやまこども園整備工事用の仮設事務所・駐車場として賃貸借されたことについて、本契約に至らなかった為取消届が提出されました。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。
本件については、平成28年10月20日付けで届出があり、これを受理させていただきました。
会長よろしくお願ひします。
- (会長) 報告第4号受付番号1の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、それでは、報告第5号受付番号7農業用施設（農地法施行規則第32条第1号）の建築届出について（農業用施設）を事務局報告願います。
- (事務局) それでは、報告第5号受付番号7について議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。
本件については、10月25日に現地調査をさせていただきました。同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。
会長よろしくお願ひします。
- (会長) 報告第5号受付番号7の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問が、ないようなので、続きまして、報告第7号受付番号2農地の一時使用（変更）について（農地の一時

(会長) 使用変更届) を事務局報告願います。

(事務局) 報告第7号受付番号2について議案書13ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧下さい。

本件については、10月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 報告第7号受付番号2の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問が、ないようなので、これで、予定した議案と報告は終わります。

————— 午後2時41分 終了 —————